

1. 利用定員の考え方

利用定員については、質の高い教育・保育が提供されるように、各施設の実際の利用児童数や意向を考慮しつつ、酒田市子ども・子育て支援事業計画の設定目標への影響を踏まえながら、適正に管理している。

※必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできないことが内閣府が発出している自治体向けFAQに示されている。

※過大な給付費の支給となっている自治体に、会計検査院の調査が入ったことに対し、令和4年3月23日付けで内閣府より、利用定員の適切な管理について必要な指導を行うよう通知されている。

2. 現行基準

(1) 利用定員の変更基準

子ども・子育て支援事業計画の提供量の確保の範囲内かつ本市における前年度の利用実績（提供数）を超える範囲内において、前年（1月～12月）連続して利用定員の110%を超える又は90%未満の利用の場合、利用定員変更の申し入れを行い、翌年の2月に子ども・子育て会議に諮り、翌年度の4月より利用定員を変更できるものとする。



(2) 給付費の減算基準

前年度（2号認定及び3号認定は前4年度）において、平均して利用定員の120%を超える利用の場合、翌年の2月に子ども・子育て会議に諮り、翌年度の4月より利用定員を変更すること。



3. 変更の趣旨

(1) 健全な保育事業が継続可能となるよう適正な運営費の支給を行う

利用定員に応じて、保育所等には施設型給付費が支払われているが、利用定員を下げることで、単価が上がる仕組みであり、保育事業者が受給する施設型給付費に大きく作用することから、現状に合った利用定員に見直す必要がある。

(2) 少子化に対応した適正な定員の設定に対応する

少子化により児童数は減少しているものの、現行の基準では、暦年の1月から12月の実績により90%未満となった場合に変更が可能であるが、実態としては、2年度分の実績により変更することとなっている。変更後においても、現状と乖離している期間が長く、施設の運営に影響が出ている。（昨年度の変更により、1年間の手続きは短縮されている。）

また、酒田市子ども・子育て支援事業計画の提供量の確保数まで、利用定員の減数が進んでいない状況である。

4. 見直し（案）について

(1) 利用定員の変更

各法人は、次年度の入所申し込みの調整が概ね終了した1月頃を目途に、利用定員見込みにより変更の申し入れを行う。それを踏まえ、市は子ども・子育て支援事業計画の提供量の確保かつ本市における当年度の利用実績（提供見込み数）を下回らないことを基本として調整を図り、2月に開催される子ども・子育て会議に諮り、翌年度の4月より利用定員の変更を可能とする。

n年度			子ども・子育て会議 県へ届出		n+1年度	
4月	2月	3月	4月		3月	
利用実績60人			利用見込50人			
利用定員70人			利用定員（変更後）50人			

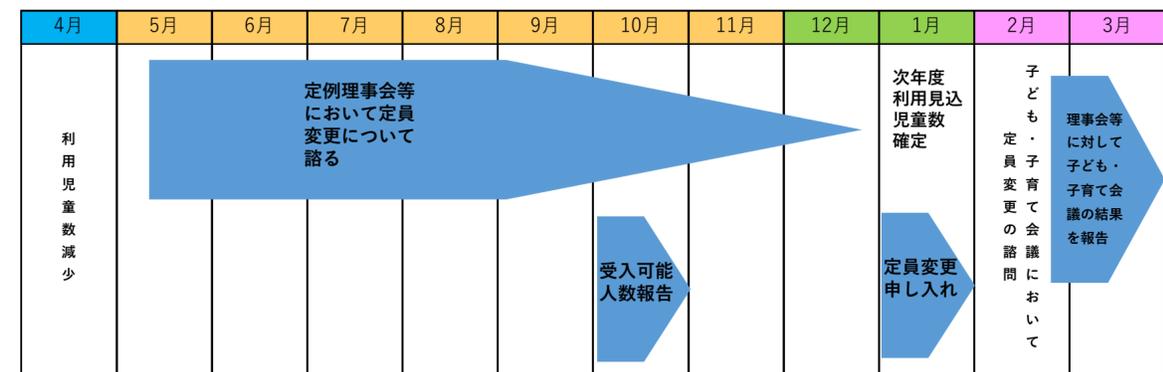
(2) 給付費の減算基準

現行と変更なし

5. 定員変更に伴う具体的な確認事項

(1) 法人内部の手続きの確認

・定員変更を行う予定の園があった場合は、変更の申し入れ前に理事会へ諮ることを確認する。なお、子ども・子育て会議において定員変更が承認された後に理事会へ結果を報告する必要がある。



(2) 利用見込みの確認

・来年度の継続利用人数と新規申し込み（見込）により、変更申請のあった定員数と乖離がないことを確認。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の提供量を下回らないか確認

・提供量の確保数と見直し後の本市全体の利用定員数を比較し、待機児童が発生しないかを確認。

(4) 前年度の利用実績（提供数）を下回らないか確認

・前年度の実績と見直し後の本市全体の利用定員数を比較し、待機児童が発生しないかを確認。